

別記様式第6号その1(ア)(第5条関係)

資料区分	21	受理年月日	5. 令和	年	月	日
受理警察署	() 署	書換交付日	5. 令和	年	月	日

変更届出書
書換申請書

古物営業法第7条第2項の規定により変更の届出をします。
古物営業法第7条第5項の規定により許可証の書換えを申請します。

提出日を記載↓

〇〇〇 公安委員会 殿

年 月 日

届出(申請)者の氏名又は名称及び住所

↑ 主たる営業所を管轄する公安委員会名を記載

氏名、住所を記載(法人の場合は、名称、住所、代表者名)

許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主	許可証の内容を記載
許可証番号		
許可年月日	3. 昭和 4. 平成 5. 令和 年 月 日	
氏名 又は名称	(フリガナ) (漢字)	

変更・書換事項

変更年月日	3. 昭和 4. 平成 5. 令和 年 月 日
氏名 又は名称	(フリガナ) (漢字)
法人等の種別	1. 株式会社 2. 有限会社 3. 合名会社 4. 合資会社
住所 又は居所	都道府県 市区町村 電話 () 番 (内線) 本(国)籍 ()
行商をする者であるかどうかの別	1. する 2. しない
主として取り扱う古物の区分	01 美術品類 02 衣類 03 時計・宝飾品類 04 自動車 05 自動二輪車・原付 06 自転車類 07 写真機類 08 事務機器類 09 機械工具類 10 道具類 11 皮革・ゴム製品類 12 書籍 13 金券類 (いずれか1つに0を付けること)

変更区分	1. 削除：従前の代表者等を削除(旧欄のみ記載) 2. 追加：新たに代表者等を追加(新欄のみ記載) 3. 変更：旧欄に記した人の届出事項を変更(新欄・旧欄ともに記載) 4. 交替：従前の代表者等が退任するとともに、新たに代表者等が就任(新欄・旧欄ともに記載)	
変更年月日	3. 昭和 4. 平成 5. 令和 年 月 日	
代 表 者 等	種別	1. 代表者 2. 役員 3. 法定代理人
	氏名	(フリガナ) (漢字)
	生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 0 1 2 3 4 5
	住所	都道府県 市区町村 電話 () 番 (内線) 本(国)籍 ()

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

【管理者の交替】

変更の日から14日以内に提出しなければなりません

別記様式第6号その2 (第5条関係)

(/)

資料区分	23	受理年月日	5. 令和	年	月	日
受理警察署	() 署					

許可の種類	1. 古物商 2. 古物市場主	
許可証番号	許可証の内容を記載	
許可年月日	3. 昭和 4. 平成 5. 令和	年 月 日
氏名 又は名称	(フリガナ) (漢字)	

営業所又は古物市場に係る変更事項

変更区分	2. 変更(1) : 従前の届出事項を変更(変更(2)以外) ③ 変更(2) : 管理者のみ変更	
変更する営業所 又は古物市場 の名称	営業所等所在都道府県	営業所等整理番号
	(フリガナ) (漢字) <u>変更に係る営業所名を記載する</u>	

変更年月日	3. 昭和 4. 平成 5. 令和	年 月 日
取り扱う 古物の区分	01 美術品類 02 衣類 03 時計・宝飾品類 04 自動車 05 自動二輪車・原付 06 自転車類 07 写真機類 08 事務機器類 09 機械工具類 10 道具類 11 皮革・ゴム製品類 12 書籍 13 金券類	

変更区分	1. 新規 : 管理者を新たに選任(新欄のみ記載) ② 交替 : 従前とは別の管理者を選任(旧欄・新欄ともに記載) 3. 変更 : 従前の管理者の届出事項を変更(旧欄・新欄ともに記載)	
変更年月日	3. 昭和 4. 平成 ⑤ 令和	* * 年 * * 月 * * 日 ← 交替した日を記載
管 理 者	旧 氏名	(フリガナ) (漢字) <u>従前の管理者を記載する</u>
	氏名	(フリガナ) (漢字) <u>新たに選任した管理者を記載する</u>
	生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 0 1 2 ③ 4 5 * * * * * * * * * * 年 月 日
	住所	都道府県 市区町村 <u>新たに選任した管理者の住所を記載する</u> 電話 () 番 (内線) 本(国)籍 ()

記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

【管理者の交替における添付書類】

新たに選任した管理者の

- ① 略歴書
- ② 住民票(本籍、国籍等が記載されたもの)
- ③ 身分証明書
- ④ 誓約書(管理者用)

の添付が必要です。ただし、現に管理者である方が、当該営業所の管理者になる場合で、住所等に変更がなければ、添付書類を省略することができます

注意 : 法人の役員(代表者等を含む)を管理者として選任した場合、添付書類を省略することができないので、注意してください